

答 申 第 72 号

平成 30 年 3 月 16 日

兵庫県公安委員会

委員長 三 宅 知 行 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する裁決について(答申)

平成 29 年 12 月 14 日付け兵公委発第 819 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

特定の法人が所有していた車両の駐車禁止行為に関する書類及び作成した係員の氏名

答 申

第 1 審議会の結論

本件審査請求の対象となった公文書非公開決定において、兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定は妥当である。

第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 29 年 6 月 27 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した（以下「本件公開請求」という。）。

2 実施機関の決定

平成 29 年 7 月 10 日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書非公開決定通知書を送付した。

3 審査請求

平成 29 年 10 月 2 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として兵庫県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書は、特定の法人が所有していた車両が駐車禁止行為を行っていたことを証する写真付き書類及び当該書類を作成した係員の氏

名（以下「本件対象公文書」という。）である。

5 諮問

平成 29 年 12 月 14 日、諮問庁は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象公文書を公開することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求書、意見書及び意見陳述において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

- (1) 条例第 6 条前段にあつては、同条第 1 号ないし第 6 号に定めるものを除き、原則として、公開しなければならないと定めている。
- (2) 実施機関は、条例第 6 条との関連性を基準とした非公開決定とするならば、同条各号の適否につき適法な弁明がなされておらず、直接関係のない、条例第 9 条の説明に終始しており、適正な弁明がなされていない。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書及び口頭による理由説明において述べている非公開理由は、以下のとおり要約される。

1 本件処分について

審査請求人は、特定の法人が使用者として登録されている車両について、神戸市で駐車禁止行為を行ったことを証する書類及び写真、作成者の氏名、住所

を求めている。

2 非公開の理由

(1) 条例第9号の該当性について

条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と定められており、本件請求に係る公文書は、その存否を答えるだけで、下記(2)及び(3)に記載した非公開情報を公開することとなるため、公文書の存否を明らかにしないで、公開を拒否している。

(2) 条例第6条第2号の該当性について

本件請求は、特定の法人が使用者として登録されている車両に係る放置駐車違反に関する公文書の公開を求めるものであり、かかる公文書の存否を明らかにすれば、特定の法人が使用者として登録されている車両が放置駐車違反として確認され、その使用者である特定の法人が放置違反金徴収等の対象となっているか否かが明らかとなり、当該法人の正当な利益を害することとなるため、条例第6条第2号に該当する。

(3) 条例第6条第6号の該当性について

請求人が公開を求める文書等は、仮に当該文書等が作成されたのであれば、具体的な違法状況や放置違反金の徴収等一連の事務に必要な記録がされることとなり、かかる文書等の存否を明らかにすれば、放置違反金の徴収等の一連の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当する。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された資料

等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分について

審査請求人は、特定法人が所有していた車両の駐車禁止行為に関する書類及び作成した係員の氏名の公開を請求した。これに対し、実施機関は、条例第9条に該当することを理由に非公開決定を行った。

実施機関は、本件対象公文書の存否を答えるだけで条例第6条第2号及び第6号の非公開情報を公開することになり、条例第9条の規定に該当することから、当該公文書の存否を明らかにせずに非公開決定を行ったと説明するので、以下検討する。

2 本件対象公文書の条例第9条の該当性について

- (1) 条例第9条は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第6条各号の非公開情報を公開することになるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるように定めている。

公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにして公開又は非公開の決定をすべきであるが、条例第9条は、例外的に公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合について規定したものである。その趣旨は、公開請求に係る公文書の存否を答えることで条例第6条各号の非公開情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれることを防止することにある。

- (2) 本件対象公文書は、特定の法人が使用者として登録されている車両の放置駐車違反に関する書類であるから、この存否を明らかにすれば、諮問庁である兵庫県公安委員会が、特定の法人が使用者として登録されている車両を違反車両と認め、当該車両の使用者である特定の法人に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第3項の規定に基づく放置違反金の納付

を命じること（以下「納付命令」という。）をしたか否かが明らかになる。

放置違反金の納付命令は、放置車両確認標章を取り付けられた車両の運転者が警察署等へ出頭しないなど運転者の責任追及ができない場合に、当該車両の使用者として登録されている個人又は法人に対して発出されるものである。そのため、車両使用者である個人や法人は、運転者が当該個人や当該法人といかなる関わりを有するかを問わず、放置違反金の納付命令を受けることとなる一方で、車両使用者である個人や法人が放置違反金の納付命令を受けた事実が公にされると、当該個人や当該法人が放置違反に関係していると受け取られる蓋然性が高い。車両使用者が法人である場合、この蓋然性は、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるといわざるを得ない。

よって、本件請求にかかる公文書の存否情報は、これを公にすることにより、公開請求の対象である特定の法人が納付命令を受けたという事実の有無が明らかとなり、当該法人の正当な利益を害するおそれがあり、条例第6条第2号に該当するものである。

- (3) なお、実施機関は、本件対象公文書の存否情報は条例第6条第6号にも該当すると主張するが、上記で述べたとおり、同条第2号に該当すると認められることから、第6号の該当性については判断するまでもない。

3 本件処分の適法性について

以上のことから、本件対象公文書は、その存否を答えるだけで条例第6条第2号の非公開情報を公開することとなるため、条例第9条に規定する当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

条例第9条により当該公開請求を拒否する場合、条例第10条第2項の規定に基づき非公開決定される。本件処分は、実施機関が条例第9条の規定により公開請求を拒否するため、条例第10条第2項の規定に基づき行ったものであり、条例を正しく適用しているものと認められる。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 29 年 12 月 14 日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
平成 30 年 1 月 5 日	・ 審査請求人の意見書を受領
平成 30 年 2 月 14 日 第 2 部会 (第 58 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 30 年 3 月 6 日 第 2 部会 (第 59 回)	・ 審査請求人から意見聴取 ・ 審議
平成 30 年 3 月 16 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 後 藤 玲 子

委 員 桜 間 裕 章

委 員 善 部 修

委 員 前 田 雅 子